

佐藤信淵の秋田藩政改革論

— 『別後日記』を通して —

渡部 綱次郎*

はじめに

佐藤信淵の学問の形成は、農政、農業技術、土木治水、鉱山学、冶金学、漁業法など、家学を独創とみなして集大成したもので、蘭学、儒学「古学派」、経世論、国学、神道と広がっている。

本年度の地域展「湯沢・雄勝の文物」に、歴史部門では羽後町西馬音内出身で、江戸時代において宮崎安貞・大蔵永常とともに、三大農学者と称された佐藤信淵をとりあげた。

本稿では、その展示資料の中から、秋田藩政の改革にかかわって有志たちと交わした書簡を集めた『別後日記』を分析しながら、佐藤信淵と秋田藩の財政改革にふれてみる。

I 『別後日記』

展示した資料は羽後町西馬音内報効義会信淵文庫蔵で、登録番号170、写本51丁、備考に「和綴、是は秋田藩財政改革の顛末を記して一卷とし、瀬谷小太郎に送りしものなり」と記している。また瀧本誠一編、『佐藤信淵家学全集』（下巻）岩波書店刊行～昭和二年五月廿三日発行～の末尾に付載されている信淵先生書簡集（編者輯）には、「此に附載したる書簡集は、編者が伊達侯爵家の文庫を始め、秋田図書館信淵文庫等より写し得たる書簡を纂集したのであるが、それには特に植田村近伊左衛門君の尽力を煩はし、尚其他湯沢町小川辰之助君及西馬音内船山久蔵君等の厚意に依って得たるものもあり、又雄勝郡西成瀬村島田高敏よりも態々謄写寄贈せられたるものもある」とある。

本稿でとりあげる『別後日記』に集録されている書簡類は、羽後町西馬音内佐藤信淵文庫蔵本であり、収

録されている書簡類は、文化八年から九年にかけてのものである。

(1) (文化九年) 二月一日

瀬谷小太郎様 佐藤百祐

『別後日記』

七月廿八日貴兄江戸御出足の後、熊谷惣助殿(略)

(2) (文化八年) 七月晦日

佐藤百祐様 熊谷惣助

(3) (") 八月六日

佐藤百祐様 熊谷惣助

(4) (") 九月廿九日

佐藤百祐様 関口半八

(5) (") 十二月廿七日

佐藤百祐様 関口半八

(6) (") 十二月廿八日

佐藤百祐様 伊坂金蔵

(7) 文化九申年正月元日

御役人中様 佐藤百祐判

(8) (文化九年) 正月 六日

佐藤百祐様 関口半八

(9) (") 正月十六日

百祐様 半八

(10) (") 正月廿一日

熊谷惣助様 佐藤百祐

(11) (") 一月廿一日

関口半八様 佐藤百祐

(12) (") 二月 朔日

佐藤百祐様 御報 熊谷惣助

これら書簡は、信淵が文化七(1810)年に秋田藩から財政再建策を依頼されて、その献策に奔走すること

* 秋田県立博物館

三年、信淵の努力にもかかわらず、秋田藩の改革が文化九(1812)年になっても行われず、行きづまっていたことに対して、信淵が江戸藩邸を去って国詰となった瀬谷小太郎に宛てた書簡であり、それに参画した人々のものを集録している。

II 佐藤信淵より秋田藩御役人中様宛書簡

追啓申上候。本文の趣御賢察の上は、否此者江御報可被下候。乍併内藤氏押金の儀あからさまに被仰立候は、内藤氏如何申聞きも六ヶ敷可有御座哉、拙者方の押金は本文申上候通作事船道具、合敷の儀故御屋敷様へ罷出候共随分申可仕と奉存候。一体石橋弥兵衛所持のふね故、道具も船も中々粗末の船にては無御座候得共、様々間違に相成候上は、是非も無御座次第に奉存候、尊君様折角御国入被成下、ヶ様の儀に罷成御高恩をあだにて報し候様にも可被思召、此段幾重にも恐入奉存候、何分御出府の上宜く御取直し被下、拙者不行届始末宜敷奉願上候。先は右申上度如斯に御座候。

以上

尚々早々御出府奉待上候。

右の通り申来り候には、甚次驚入り、松屋佐助事は金持の身分に候得ば、御屋敷へ対し奉り掛直など申上候儀は決して有之間敷事に御座候得共、今度買船の事は関口氏よりさへ申越候に、佐助方よりは一向にしらせも無之、殊に金蔵書面の趣□□金蔵よりは、早くまづ佐助方より急々下拙を迎にも可遣事に候を、寂然として声なきは一つの不審也。且又佐助儀は兼て運送方御用被仰付候身分、殊に御存知の通り奸智極めて深く諸事を蔽敷せぐり候天稟に候得ば、下拙が在府不仕候節は別て諸向念を入吟味を遂候上にて、御屋敷へ可申上の処、今度の一件は己が手先より申出候儀を審に糺しも不仕、其俣に御屋敷へ持出し候条、是亦一つの不審に御座候に付、彼等馴合にて致候事に候は、必ず此百祐迄而追及可仕、此範疎忌せらるる自(身)分には逆も難通儀に候は、先に石橋の(か)書面に、下拙が存寄書を相添へ、其中に佐助に先達被仰付候運送方御用を御取扱(放)可被下候趣をも書入候而(て)、正月三日家来庄衛門を使(と)して、関口半八殿まで急に(々)御注進奉申上候事左の如し。

私儀不寄存義

御本藩之(の)御寵靈冥加至極難有奉存候、且又重

役之御方：御懇到成下、御内々御国益等之儀御尋有之候に付、^(ウ)乍恐存附候事共左之通奉申上候。

一、去未ノ(八)年中、私儀出府仕罷在候節、兼而御内意有之候東海廻り舟路之儀、何卒自由に相開候様仕度奉存候に付、懇意に候石橋弥兵衛と申者に内々致相談候処、右弥兵衛儀海上請合運送可仕候様申出候に付其致方審に相尋候に、其定メ秋田湊に而、米千石奉請取、江戸着船之上御屋敷江は、六百石上納仕り、残(り)四百石は運賃頂戴可仕候、若し其廻船万一難波に相成候歟、又者濡俵等に相成候は、右米千石之代金者秋田湊之相場を以て、御屋敷に弁納可仕候(と)之約束に御座候、右之趣則申上候(へ)、六四之割合に而者、餘り賃高候間、減少致可申候様被仰付、其旨掛合致(及)候(へ)、弥兵衛儀も即答相成兼、勤弁仕候上に(て)御返答可仕候様申候(三字欠)、且又其節弥兵衛儀、私に申聞(開)候者、御国産之銅、長崎御用之外其餘銅之分并鉛白目銅等、江戸表銅座に於て地拂被遊候様に相成候は、是亦東廻り御運送舟路開達之基と相成可申候、若於御屋敷右之思召も被為在候は、弥兵衛儀日々御勘定所相動候に付、内密に御奉行衆江相伺、御様子次第御屋敷より表向之願書御差(指)被遊候(へ)ては、如何可有之哉之趣申候に付、其(此)段御屋敷江申上候(へ)、一理(現)有之相談に候間、内々私より弥兵衛江頼置可申様被仰付候に付、私儀も帰国前甚混雑之中に有之候得(欠)共、其趣相談可仕奉存、弥兵衛方江罷越候(へ)、月迫之砌に御座候故、弥兵衛事殊之外公私繁用に付面談可致暇無之、且又私儀帰郷相急き無擬其趣意紙面に相認め、其碎石橋喜兵衛に委細相頼置(候)上総表江引取申候、然ル(へ)極月廿日之夕、弥兵衛方より上総迄而(欠)、飛脚差(指)越候而、私に直談致度儀有之候間、急に出府致吳候様申来候得共、病気に付出府不仕候、其後弥兵衛方より使之者、指越申来(り)候は、兼々御相(内)談申候銅鉛之儀は、此節故障有之、早急に者相調不申候得^(ウ)往々者何れとも可相成筋に御座候に付、此一件は心永に相調可申候。扱(て)は)米相場之儀次第に引揚可申様子に相見候に付、若御廻米御相談被遊候は、甚宜敷機会に御座候。仮令運賃高に御座候共、御損毛には相成申間敷候。並之御運送にて(て)ニも、海上請合に而も、又(は)売捌之上利分御配分被遊候とも、御屋敷之(の)思召次第、何れにも御世話可仕候間、私儀に急に出府可致由申来候得共、病

氣に候而遂に出府不仕候。併竊に工夫仕候處、此石橋
弥兵衛の(が)請合運送之一事は、乍(不)恐御熟勘可被
遊候儀に奉存候。若此御相談弥御取用に相成候はゞ、
後々者広大之御利益に相成可(申)候、先当春の釣合に
而相校候處、警者一(壹)万石之御廻米と積り、此節御
国許と江戸表之相場を以而、平均仕候所大畧左の通に
御座候。

秋田上米壹万石 此節御国許之相場米壹石に
付、代銀三十式三匁替

代銀三百式三拾(欠)貫目 金に直し大低(抵)
五千兩也

秋田上米壹万石之内四千石之(は)運賃に引残り
米六千石 江戸此節之相場村山米に准し
金壹兩に付、壹石壹斗(千)
六升替(かひ)

代銀五千百七拾貳兩貳分貳式兩〇
貳厘

右之振合に御座候得は、御損毛に茂相成申間敷候。
但し(三)字(欠)年に依り候而、少宛之御損益も(は)
可有之候得共、餘り大成儀者有之間敷儀に奉存候。石
橋弥兵衛事鳥渡考候ては、莫大之運賃戴候様に被存候
得共、万一其廻船之内難波有之候はゞ、却而彼方之損
失ニ相成可申候、実者甚危き事ニ候得共、資金大量成
ル人物にて、殊ニ西洋人之航海通商して国家を富実仕
候政法ニ深く信服致し罷在候ニ付、私儀と右様之相談
ニ及申候。惣而世の中之事理、此方二斗り益を得候様
ニハ不相調儀ニ(御)座候。若又海上請合無之運送ニ候
ハ、弥兵衛も百石貳拾貳兩位〇ニ御請負可仕候。右
之段御勘弁被遊、迺も秋田湊ニ於而、御拂ニ可相成(御)
米ニ候上ハ、格別御損無之候ハ、江戸積御拂被遊候
儀、甚御利益ニ相成可申候。其事猶又下条ニ委細奉申
上候。

一、旧冬私儀出府仕罷在候節、当申年之四月頃迄ニ
金五千兩已上調達可仕銀主を、吹拳仕候様之御内意有
之候ニ付、工夫仕候處、右之金子は石橋弥兵衛に(御)
相談被遊候ハ、早速指上可申候様奉存候。尤其外ニ
も懇意仕候加島清兵衛、豊田弥太郎等ニ(江)も、内談
仕置申候、此節江戸表ニ於而御家之評判殊の外(三字
欠)宜敷御座候ニ付、豪富之町人何れも仰望仕候(二
字欠)様子ニ御座候。併只今迄江戸御蔵積御引当之品、
一向無之ニ付、急ニ御館入願出候ニも(は)、進ミ兼

罷在候次第ニ御座候。今若江戸(表)に於て少々にて
も、御廻米御国産等御蔵積ニ相成候ハ、一挙ニ数多
之銀主出来可申候。銀主も金千兩や貳千兩之小銀主は
幾人有之候得共、無益ニ御座候。壹万兩以上調達仕候
銀主ニ候ハ、五七輩にて(欠)御間ニ(三字欠)合
可申候。右ニ付〇而も、石橋弥兵衛が御請合之運送之
(は)必要之御儀ニ乍恐奉存候。彼加島(屋)清兵衛等も、
内ハ先此事相調候上にて、御館入願出申度候様子ニ
御座候(四字欠)。扱又松屋佐助事多金所持罷在候間、
御館入ニ薦挙仕候處、此者儀極而小量にて且又怒心而
已甚深く、殊ニ(二字欠)志操も不正直ニ相見へ申候。
私儀右様之者、吹拳仕り其故(甚以)恐入奉存候。迺
も御用ニ相立申間敷候ニ付、先達被仰付候運送方御用
之儀御取放し被成下候様奉願候。

以下「」内は秋田県立図書館蔵による。

「一、旧冬下拙か帰国仕候跡にて、私船御買入の御
相談有之、其船の元直段金四百式拾兩、但不足
の品を買〇〇其外〇普請と〇〇〇〇拾兩八拾兩
の押金仕、六百兩の積ニ御書上仕候条、審ニ承
及候ニ付御訴申上候」

一 東海運送之儀者、国家之盛業ニ御座候ニ付、先
達より御興行(業)被遊候處、近来頻リニ難破船有之
御見合ニも可相成哉ニ承知仕候ニ付、胡馬北風越鳥南
枝之微意、草莽之私儀何卒舟路〇〇〇〇開候様仕度奉
存、種々之工夫相廻し、松屋佐助の(方ニ)文六丸の
再興申付、或ハ私船等御買上ニ仕り、是非当春の(は)
廻船式三艘も東海より筒崎(島)湊江入津為致度(可申)
奉存候(ニ付)、無益成事共御注進申上候處、今般石
橋弥兵衛を引出候上者、是迄申上候御手船造立之一件
者、何卒悉く御見合被成下候様奉願上候。其子細(付)
は松屋佐助事何程奸智深く候共、元來海之情ニ通し候
者ニ無之候。且又廻船家業仕候族(欠)は、大略其内
心盜賊同様成ル(欠)者ニ御座候。殊ニ御国許に於て
ハ度々(の)〇(難)船ニ懲果候而、人情危懼之最中ニ御
座候。然ルニ衆心ニ逆ひ強而御船を造り立て、或は問
屋等御雇被遊、海上にて万一災難於有之は、啻ニ御損
毛と御名望を失ふ而已ならず、為之以後海運の大業を
廢し、東海之舟路を断し国家永久の患害ニも相成可申
候。依之今度之御運送者甚大切之御事ニ候。右ニ付乍
恐熟察仕候處、先ニ御手船之御造作私船之御買上并雇
船之御運送等、暫く御見合被遊事ニ相成御儀ニ御座候

ハ、石橋弥兵衛ニ被仰付、少々(欠)(の)御損有之候得共、海上無難之策を御用被遊、国家之人心を安静〇〇数多の大(欠)銀主を撫納れ、非常之御手当〇〇〇仰(欠)被成、静ニ海運之模様を御勘(観)察被遊候御事、誠ニ当今之要務ニ候様、乍憚奉存候。若右申上候如く、御新制相立候ハ、毎年数十艘之大船筒崎と野代之両湊ニ入津仕り、米穀并諸産物の積載を海上無難ニ江戸著(着)御蔵入ニ相成候ハ、銀主之仰望今日二十倍可仕、右之通りニ而十年程も相過候ハ、国中之人情大ニ海上を安し、自然と御(領)国内ニも船持多く相成、海路熟練運賃安相成其勢ニ連れ而、諸産物も追年増加可仕土地次第繁昌(蕃)ニ相成、後々ニは無双之富盛国と相成可申、乍恐奉存候。

右之條々私参上仕り、御進進可申上奉存罷有候処病身ニ相成、出府難相叶相成候ニ付、以書付奉申上候。以上

文化九申年正月元日 佐藤 百祐判
御役人中様

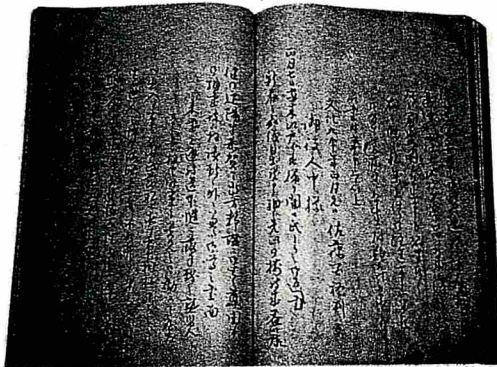


写真1 御役人中様宛書簡

※ 書簡中の人物は、江戸の豪商で石橋は京橋南茅場町に、松屋(内藤)佐助は芝金杉通に住す。佐助について信淵は好智深く不正直、盗賊同様の質屋と評している。()は秋田県立図書館蔵本による。なお註記した記号(Aなど)は次に記す。

※ 秋田県立図書館蔵本との補校から
その1 西馬音内信淵文庫蔵本の乱丁

- (A) 32丁から34丁へ
- (B) 35丁から33丁へ

(C) 33丁から36丁へと訂正すべきである。

IIの付註数字(丁)はこれによる。

その2 秋田県立図書館本『別後日記』を資料紹介している「信淵研究」第三号(昭和36年8月1日発行)の乱丁

「今後大方の信淵翁研究者と共にこの共同研究をなすべき手がかりに、先づ『別後日記』を公開するの須要を感じたのである。既に研究済の方もあろうとは思ったが、全集(佐藤信淵家全集のこと)には掲載されず、鶴田先生文庫(羽後町新成保管)に写本として秘蔵されているのみであるから、大方閲覧の便には供されなかったことと思え、『本研究誌』により公開することが意義を高める所以であると信じたからである。但し図書館秘蔵本は所々虫害があり、最後段欠失しているので、後機を得て鶴田先生写本などに対校して補足せんとすることをここに附言しておく。」についての乱丁である。

(D) 112 Pから114 Pへ

(E) 114 Pから113 Pへ

(F) 113 Pから115 Pへと訂正する。

その3 「信淵研究」第七号(昭和41年1月1日発行)の誤述である。

「秋田藩は信淵にとってはその生国でもあるから、信淵は畢生の心血を注いでその対策を練ったが、何しろその規模が余りにも広大なりしたため、二者択一の大博打(ばくち)を打つようなものであったから、保守一辺倒の長老連の容れるところとならず、遂に画餅に終わってしまったことは残念なことであった。このことを記した資料は秋田市の瀬谷小太郎の子孫たる瀬谷純一氏方に沢山の書簡が蔵せられているが、いまその全部を記すことは容易でないで、その書簡を(本稿で前述しているので略す)……………この外に本誌第三号および第六号巻末に資料として掲載した『別後日記』(文化九年九月三日瀬谷小太郎宛書翰添書)というものがあって、秋田県史編集委員長山崎真一郎氏の記したものがあがるが、これは各書簡の要点をその記事のなかに摘記してあるから、参観する必要がある。」

(前述した※その2以前のことと思われる。)

「わたしは始めこれを借写したものは『郡山文庫』に寄贈したからいま手許にない。(中略)「信淵が秋田藩の財政改革に就いて記述したもののうちで、最も

詳細に記したものは、文化九年（二四七二）正月元旦に御役人中様宛の書翰（このなかの所どころを抜粋して『別後日記』に挿入されている）ので、これを根本資料としてとり挙げることにする。」として記述した内容は、前述の※ その1、その2の考証のないまま論述されているのではないかと考える。

III 関口半八・熊谷惣助・瀬谷小太郎と佐藤信淵

『別後日記』に収められている信淵よりの書簡は、前述の秋田藩中御役人中と、熊谷惣助・関口半八、それに瀬谷小太郎宛である。

〔熊谷惣助〕久保田藩士、父は実資、母は安東氏、宝暦八年三月十八日生る。安永二年正月十六日十六歳にして一番組に入る。分限高式拾五石式升四合、五合四人扶持、給銀六十目、のち累進して佐竹侯の江戸詰勘定奉行となる。（『熊谷氏系図』）。瀬谷小太郎、関口半八とともに秋田藩の財政改革を講じたが、信淵と議が合わなかったようである。

〔関口半八〕久保田藩士、名は重遠、通称半八、漢学者にて在護と号す。瓦全はその別号である。文化七年三月出府して江戸詰勘定奉行副役となり、瀬谷小太郎、熊谷惣助とともに秋田藩の財政改革策を講じたが、同藩出身の経済学者として全国に売名を走らせている信淵を推挙したのは、実は半八であった。（信淵研究家 鴫田恵吉氏による）。「信淵研究」第七号。

文化九年正月廿一日付 信淵よりの書簡 ○は欠字 (A) 熊谷惣助宛

一筆啓上仕候。春寒未退候得共、愈御安泰ニ被成御座奉恭賀(寿)候。去年中出府仕罷在候節者、種々(品々)御恩遇被(成)下忝奉存候。然者旧冬御内意有之候銀主之吹挙并御廻米等之儀者、出立の砌申上候通石橋弥兵衛請負御運送可仕様申上候ニ付、加島の方も進ミ候趣ニ相成、愈御引当之品々毎年東海し江戸御蔵入ニ相定候ハ、彼方も御出入願度など申様子ニ相成り、下拙(総)掃国仕候後も、石橋方より音信有之候ニ付、漸々面白き様子に相趣候ニ付、竊ニ廻船之事迄相考候処、大国○○○○○迎も五艘や七艘にて、引足り中間敷候得○○○買入等の儀者、可急之筋ニも無之候間、暫く御見合可遊候様御伺申上、先々石橋ニ瀬踏為致申

度奉存罷有候処、極月晦日伊坂金蔵方より以飛脚別紙書面之通り申来候ニ付、甚以奉驚入候。内藤佐助儀者兼而運送方御用被仰付候身分ニ御座候得共、私儀在府不仕候節ハ、諸向別而入念取斗可申候処、己か手先金蔵より奸曲仕出候儀を、審ニ吟味も不仕、其俣御屋敷へ書上仕り候段、既ニ是れ不埒之始末ニ奉存候。其上金蔵書面熟読仕候処、合点無之事共ニ相見得候ニ付、元日早朝より御注進書相認メ、先達之通り御訴奉申上候。然ル処関口半八殿より御紙面にて、旧冬払船御買入方之儀ニ付、本城屋祐助と申者、伊坂金蔵江追々掛合之儀有之候処、金蔵申分之事ニ付、貴君様以外御立腹被成、私儀を後闇く被思召、且又御吟味役も彼是御申被成候ニ付、関口氏不明不議之罪難通御迷惑難儀之至ニ相成候由被仰遣、重々驚入候御事ニ奉存候。旧冬之払船御買入一件者、下拙儀遠国ニ罷有候ニ付、争(事)の始末一向ニ存知不申候。只金蔵之書面ニ驚入候ニ付、先日之通訴状指上候。

然るに如何之儀にて右様六ヶ敷事ニ相成、不審千万ニ奉存候、貴君様御事者御重役御勤被成候御身上にて拙儀は秋田出生之身分に候、○○私曲之儀有之候ハ、斬も突も御自由之事ニ御座候ニ付、実否(之)御糺も不相成(被成下)、祐助耆人之申口を御取用、下拙儀私曲仕候様(の)、虚論被成下、其上半八殿迄迷惑難儀等御掛け被下候儀者、如何之思召ニ御座被成候事哉。大国之御重役御勤被成候御身分にて、さては(さりと)は御情も無之候思召と乍恐奉存候。既ニ関口氏之御難儀(に)相成候上ハ、下拙か身体粉碎ニ相成候とも中々可捨置之心底無之候。依之、関口半八殿御紙面并伊坂金蔵紙面式通共奉入貴覧候。何卒佐助、祐助、金蔵を同時御呼出被下、三人対座にて御吟味被成下、分明ニ御糺被下置候様奉願上候、若可相成候ハ、右一件之吟味御役人様方御列座之席にて、下拙儀ニ相糺候様被仰付候得ハ、猶以難有候。私儀此節痛風相煩罷在、殊ニ関口氏よりは、出府ニ不及候様被申越候得共、御下知被下候ハ、早速罷出理非明白ニ相糺し、御疑相晴し可申候。万一右之吟味御屋敷にて難相成筋合も御座候ハ、江戸御町奉行所江願出相糺し可申候。○○○○被下置候様、偏ニ奉願候。恐惶謹言。

正月廿一日

佐藤 百祐

熊谷 惣助様

この書簡は、この年の元旦に信淵が御役人中へ書簡

を送った後、関口半八が正月六日と正月十六日に信淵へあてた書簡を受けてのことである。

(B) 関口半八宛

愈御勇壯被成御入奉恭喜候。先日は御紙上被成下奉存候、扱て(ハ)旧冬払船御買入之一件ニ付、故障〇〇〇〇起り、下拙は後闇き者ニ相極り、尊兄ニも不明不識之罪難御迷惑且御難儀之至ニ相成〇〇〇、扱々気の毒千万ニ奉存候。下拙者去年中より右様之事出来可申ト覚悟致罷在候。其子細は熊谷〇〇〇世上にて、下拙を山士など唱候を以て、殊〇〇〇(疑被成)、最初よりして、今だます(か)だます(か)とて、只々百祐か口を開を御待被成様御様子ニ候。且又御吟味(役も下拙か)突然として罷出、容易ならぬ事のミ工夫(出し)罷在候ニ付、皆々驚き疑の妖怪などの現出候様ニ相心得被成候趣ニ候。故ニ少之珍事出来候や否やそりやこそ、百祐かたましたそよとて誹謗湧起り候は、必然之勢ニ御座候、併此百祐は、元来塵外之一奇物ニ候而、斬とも突とも疵附候男にてハ無御座候ニ付、尊兄も嘗て西遊記の石猿子ニ比せり僕也。既ニ孫悟空なれば、則〇〇般の神通ふ(あ)りいかてか、右様之小波瀾ニ沈論可仕候哉。御来論には逆も取戻し(の)不相成候事之由に被仰遣候得共、此等之獄を折千候ハ、此猿には甚平々たる事ニ御座候。尊兄ハ固より御詮義(方)等々と被成候御身分、今度の一件に於て御一案の無之候は、如何之事ニ候哉。百祐遙ニ上総国ニ病臥致居候得共、金蔵か狼狽住り遣候書面と、彼(祐助)松屋佐助か是迄而、絶て下拙方江音信の無之との〇〇其情を拷索するニ、先金蔵の百金の掛(直)などハ、佐助ニ相談及候処、其百金の上ニ佐助〇〇〇を相増候而、御屋敷へ御書上候(ハ)致候得之(共)、〇〇〇(金持)その身分ニ候ニ付、忽後悔を(発)〇、中比よりして前非を相改め、御屋敷より密使〇〇〇〇など申聞、先金蔵を畏れしめ而、後に〇〇を破談にせし事なるへし。然れとも百祐若出府〇〇、其始末を相糺之押金の事など聞出候ハ、六ヶ敷も可相成哉と(を)恐れ、於是乎甘く祐助を慎(懐)込ミ、内々秘(迄)計等ありしなるへし。祐助ハ市井の小人にて、士君子の道を修め、義を磨くの人ニもあらされは、只松屋の頼ニ(次第)、次にハ吟味役などへ申ふらし、疑似鍛練、終に今の肱肢(朦朧)に相成候事なるへし。夫れ見金不見人ハ、世人の常体にて松屋を信して、百祐を疑ふハ、

尊兄と雖とも猶其御様子也。夫れ今の世に当て唐長老を補佐し、真経を十万八千里之遠きニ取るもの求めんに、舎我其誰也。非常之材ハ常人の甚疑ひ畏る、所也。然るに常人をして非常の人を探らしめ、其(甚)片口の誹謗を信用し、実否を(も)糺さずして則其品を定め、〇〇賊とも極めつへし。尊兄自ら知〇〇答あり称し、さしも世人の危懼候此百祐を、御寵愛〇〇〇小事に遇ふて、明白に不能弁、只(召)徒ニ御迷(惑御難儀な)と被成候而、今更此百祐を〇〇〇可被成候趣、(何とて)其始て(は)甚明哲にして、其終〇〇(成)候事そや。且御来論ニ被仰遣(候)通、後闇〇〇〇可〇事勿論ニ候得共、国家の長臣として疑惑の〇〇〇人之〇〇不能弁ハ、是亦第一に(の)可慎ニ御座候。知人之鑒豈容易に可期望乎。下拙か如きハ義ニ勇ミて身命を忘る(れ)候様なる馬鹿ものニ御座候ニ付、素より国家を思ふこと深厚にして、其役柄などハ御省不被成儀候。役の御方ニ無之候事、逆も御気に入る様(候)ニハ(の)御方ニ、不相調儀候得者、遂(再)ひ世に出相勤候望ハ絶て無之候得共、尊兄之御難儀不打捨置、今般熊谷惣助殿迄、右一件之御吟味願出申候。猶又事の様子次第、水火の中逆も罷出、此事を相糺して以て〇〇(を)明白にいたし、尊兄之御耻をも(相)雪可申候間、乍憚御安慮可被下候。干時春寒未退(御自愛)〇〇(奉)存候。恐々不一。

一(正)月廿一日 佐藤 百祐

関口 半八様

ところで信淵が、熊谷惣助と関口半八に同時に認めた返信の背景には、当然疑われてしかるべき松屋佐助でなくて、遠国にいるからといって信淵が疑われるということは、かねて覚悟をしていたことではあるけれども、熟察するに「此一件ハ悉く佐助と祐助の兩人にて構ひ候事」にて「下拙か早速に佐助へ引合せ不申候得しを定て恨ミ怒りし事にもあるべし」であった。

武蔵野の、霞のそてにつつまれて

ひとり物うき、はるの夜の月

「此等の小事何れにても、宜敷御座候得共、半八殿より右の通りことこと敷御迷惑御難儀之至ニ相成候など被申遣候ニ付、打捨も置れず」に(熊谷宛)、手紙を認めたものである。

関口宛の場合は「忠誠にして才気もあり、殊に国体にも御通し被成候御様子にて、実ニ一枚看板之御奉公

人ニ御座候得共、祐助壺人の讒奏を信じ、実否の御糺も無之取戻しのならぬ事に相成候とて、今度下拙へ被遣候御指面、余り埒もなき儀に奉存候」て、認めている。

これに対しての兩人の返書は、二月四日に江戸からもどった甥の英吉郎が信淵に届けているが、その返書を見ての心境は次の通りである。

- (1) 正月元日の上書に対して、石橋兵衛から申してきたのは、御廻米のいたし方三か条を申し上げたのに、ただ海上請合の一条だけの返答である。
- (2) 殊に運賃について「四部一」と誤読しているようでは、上書の軽視も甚だしい。
- (3) 責任ある者の「可逐払」の所存がないばかりでなく、物産取立等の御用を取りやめるというのでは、「まぎらかし」の返答である。
- (4) 「下拙(信淵自身のこと)儀は、御存知の通りらいらい落々として、放逸に世を渡り来り候事、己に四十四歳、今更狐媚柔ねいの修業など仕候とも、逆も時人の気に入候事ニハ不相調義ニ御座候ば、最早世上に望無之、大豆谷の故窟に高臥する」というのであった。

このような心境下にあった信淵が、二月一日(秋田県立図書館蔵本は三日)付で、瀬谷小太郎に書簡を送っている。

〔瀬谷小太郎〕久保田藩士、父は曳尾(彦左衛門・遊泥齋)、安永二年十一月一日生る、桐齋、通称小太郎、字は子順、号は聖雨齋、程野。寛政元年十七歳で小姓番、文化二年評定奉行兼町奉行となり、同年更に勘定奉行となり、後、江戸の藩邸詰となる。その江戸藩邸詰時代に、熊谷惣助、関口半八とともに佐藤信淵を招いて、秋田藩の財政改革について話しあったと思われる。文化八年九月一日、藩校明德館の初代総裁に梅津藤十郎忠至が任命され、中山菁我の後任の第二代祭酒に折衷学派の金宇平治が登用された。校名も明道館から明德館に改称された。その藩校へ文政二年十一月廿九日、詰役支配から文学兼勤番、同十一年一月廿一日には奉行上席として第三代祭酒に昇任する。その頃の藩学は空理空論に流れて、御学館創設の趣旨である「身を修め才を養って政を賛くる儀」もすたれて、治道の妨げになっている実情を戒めて、「自今教導并学問の筋とも格別に

相改め、追々有力の人材輩出いたし候儀専務たる」べきときであった。儒学のほか、数学、書画にもすぐれ、著書には『大学解』『中庸解』『国語解』などがある。天保四年十二月、六十一歳で歿す。

瀬谷小太郎宛佐藤信淵書簡

一筆啓上仕候、其後は参商相隔り、久々に契濶に折過申候、益以御勇健御入可被成奉恭寿候、随而下拙も相異候儀無之、乍憚御安意可被下候、陳者尊兄江戸御勤番中御内談合符仕候御国益等之儀、先内藤佐助を陳渉(勝)に致し、迢々豊田・石橋・加島等之豪家を引出し、経営可仕奉存、種々工夫仕候得共、尊兄御帰国之後者、国家を憂る之仁者、唯関口氏一人にて、彼熊谷翁环は右様の存念一向に無之、剩下拙を殊之外御疑被成様子、尊兄在番中とは御屋敷之御模様大違に候に付、如何様に相励み候とも埒明申間敷奉存候て、一旦上総表へ退去仕候得共、関口氏之御厚志も難黙(止)又々出府仕相働、大略其事成就にも可相成(哉)楽罷在候処、旧冬下拙之帰国仕候跡にて、不存寄妨害差起、尊兄之折角御劬勞組建被成候事件一時に相破れ申候、時勢之無據には御座候得共、実者下拙が不佞にして御遺令を奉する無状之所致、誠(に)以て奉愧入候、嗚御遺憾に可被思召候に付、去秋尊兄御帰国以後之仕末を筆記呈上仕候、御一覽可被下候、尊兄之下拙に御話(し)被成候事(共)は、(無)右體に成果候上は、以後永久逸も拝顔之期無之候、憂心如醉、執筆慷慨、墮淚滂沱、言既不尽意、書豈可尽言哉、伏惟春寒尚未退候、希為国家御自愛專一に奉存候、恐々不宣。

二月三(一)日

佐藤 百祐

瀬谷*小太郎殿

※ この書簡は、上記文中の「去秋尊兄御帰国以後の仕末を筆記呈上仕候」もので、信淵がどんな事情によって瀬谷小太郎に送ったかについての、より具体的な内容はよくわからない。その点について文化九年十二月廿八日付で、信淵が秋田藩家老正田齋宛に呈出した「封事」を次に取上げる。

IV 『奉呈松塘正田君封事』

〔正田 齋〕久保田藩執政、名は定綱、のちに第八代藩主義厚の一字を賜って厚綱、字は伯拳または伯起、松塘と号す。通称は久馬、のちに齋、享和元年七月五日から文化十四年一月廿三日迄と、文政三年

一月廿三日から天保三年二月十一日迄の家老、水野家の土方縫殿助、井伊家の岡本半助と共に日本の三家老と称された。文人でもあり『ゑんま庁嘯』、『春風楼吟稿』、『松塘詩集』等多数の著がある。天保四年七月十二日歿す。年五十五歳。

一筆啓上仕候。嚴寒之節に御座候共、益以御勇猛に御入被遊奉恐悦候、陳者、小生儀学業も售れ不申、殊に箕帚之妻も物故に罷成、上総表之居住倦候様相覚候に付、此度尾州へ遷移可仕と存附申候、彼藩之大臣小笠原三九郎と申仁者、旧來の知己に御座候に付、後方へ罷越倚可仕と相決申候、陽春和氣相應候には、此地出足可仕にて御座候、然るに胡馬北風之感今以絶兼候に付、乍恐一封之冊子呈上仕候、御一覽被成候上者、唾而擲地被成候者乎、或黙而卷懷被成候者乎、若くは送別之一宴杯を可賜者乎、將憤怒激勵可被成候者乎、抑又昌言と被思召、歡喜拜服可被成者乎、足下之意未可知候得共、左之通非常之妄言吐出候上者、有面目者之其俣に致、可捨置之筋合にも有之間敷候、足下若し有意之御仁に御座被成候は、(編者曰く一本此間「赫怒憤発」の四字あり) 先づ此百祐を御斬可被成候者、当然之理に御座候、希くは小生が頸を斬りて、小生が言を御用被成候は、国家万世之利益ならん、是以日夜沐浴し、只々足下之憤発(編者曰く、一本「憤発」の二字なし) 有大志を而已相待罷在候、伏而惟るに寒威極めて酷烈に御座候、為国家御自愛專一に奉存候、恐惶謹言。

十二月二十八日

佐藤 百祐

正田 斎様

『佐藤信淵家学全集』(下巻)所収

「百祐、処士の身分を以て国事を憂候儀」として述べた秋田藩政の主な得失は次の通りである。

- (1) 先ず海運・雑産・雑工・雑穀・養蚕・醸製・材木・鑄造・粉丹・塩鉄等の諸局を置く。
- (2) 江戸にて豪富の町人十余輩を手につけて、秋田表へ出店をおいて、それぞれの局を預ける。
- (3) 江戸にて金子が入用なときは、五万三万の多額の金子であっても、局預りの町人に調達させることにきめる。
- (4) 当今はことごとく皆海船運送の時代であるから、領内に千石以上の大船百余艘もなくは、大利は

興らない。(といっても秋田の人は、諸人皆胆をつぶしてしまうだろうが、すでに筑前・阿波ならびに仙台藩などは法令化している。)

- (5) 西洋諸国のように万国通商をせよとまではいわないが、せめて日本国中ばかりは乗廻して交易すること、其のためには先ず東廻りの航路を開く。
- (6) 日本全国の事に比して秋田藩で最も緊要な事はア。諸役人は上司の鼻息を伺って諸事を決断し、欲にはしり無益の花費を年々超過させている。イ。政事の大体にも通せず、国家の利害をもわきまえないで、ただ眼前の利のみを貪っている輩が要職についている。ウ。諸事調和していることは、絶えて成りかねている。これら三件を改めるべきであると述べている。
- (7) 御学館を創設して盛んに人材を育成しているとの事だが、大半は我慢驕傲で人の善言を聞くけれども服従の念がない。御学館は如何なる道学の大趣意をもって教諭しているのか。
- (8) 世間の悪評で恥ずべき事に、一橋家から買入れた馬の如きは、鹿の様だと専らの噂、オランダ船の入津が絶えて五六年、銅座に沢山銅があるのに直段を増加する評議をなせずのか。其の上、大いに恐るべきことは、
- (9) 蝦夷地へ年々奥州米十萬石づつ交易するとの、専らの風評であるが、大船もないのに和親交易をはかるとは、誠に亡国の策である。
- (10) 若し打払いと決定した場合、海船甚少なく、況んや軍船は全くなし、水戦の法操練もなく、佐竹家の兵は船軍に不習よしを申立て、一時のがれをするのか、恥辱になるばかりで災害来るべし。
- (11) 御当家が格別の名家であることは世人のよく知るところなのに、加えて無益の驕者に莫大の財用を費して、本国の困窮を招いている。無双の富実国にしてこそ名家たるの甲斐あるというもの。
- (12) 婦人が出産しても其の父母ら貧窮のため養育できないまま、「泣々産出の赤子を殺害」毎年数万これでは領内の人民寡少にして、土地開発の出来かねるのは当然ではないか。「是皆旧來庸愚之常態而已、右様の事にて心腹之病根治愈可致候哉」如何にてである。

信淵自身、正田齋とは位階が遙かに隔っていても、同じ秋田生まれで本国を仰慕する情には固より異同がない。その本国について信淵は、

「小生ひそかに領国の土地を測量したところ、南北三度に近く東西二度に余り、山水秀麗にして土壤膏腴、多くの銅鉛及金銀を産し、且つ穀類を出すに於てはおびただしきこと世上に知れわたっている。すなわち絹糸・象麻・烟草・藍葉・紅花・紫根・焰硝・硫黄・明礬・土油・蠟・漆・牛・馬・犬・鷹、諸種の禽獣また数多の諸材木及び諸魚干魚等を産出する。凡そ日本全国の諸侯にして、誰か本藩より土地の広大にして肥沃なるものあるだろうか。」と述べているのである。

次に人物評価について記す。

- (13) 瀬谷・関口の両氏は、小生の人となりを少々は知っており、常々談話いたし、その度毎に秋田藩を富盛にする相談をしている。
- (14) 本藩の士大夫は、大抵が奢りを好み、江戸にては無益の財用を費すことに出精して、本国の開拓が専務であることの心得がない。
- (15) (1)～(3)に関して、十局分配は深慮があることを理解せずに、総合して国許より老人一人に相委ね、且つ信淵を痛く忌嫌い、遂には追出す仕末である。
- (16) 御学館の創設に功績のあった村瀬栲梯は、正田齋が介川緑堂と大窪詩弘に相談して招いた人物であるのに対し、(7)にかかわって、表向きは濟々多士に見えるけれども、畢竟は無人同様の次第と存ずる。世上の有識者は本藩の人無きを笑っている。御学館の教え、かえすがえすも疑うべき次第である。

正田齋の施政についてまとめると、

- (17) 本藩の士大夫の評判において、松塘の「令聞赫灼」として、父柳塘より遙か上にあるによって、ひそかに本国を富盛にしてくれるものと期待していたのに一つも徳政がない。小事にのみ明察で大事には蒙昧、固より只安閑として高位にあって、己れを楽しんでいるだけではないか必せり。此等の弊政を急ぎ改めるために憤発して、其事を新にされたし。
- (18) 秋田の境内四拾万人おるとも、家老(齋)に対し

てこのような議論をする者は、当今の世、我(信淵)をおいて誰かあるや、斬るべし。若し斬るもせずただ安閑として御勤仕しているのであれば、実にこれ俗にいう、「聞て千両、見て一両の御家老なり。」小生また遠く他邦に行き、遂に北望の念を絶つのみである。 以上

文化九年壬申十二月二十六日

佐藤百祐再拜謹書

おわりに

『別後日記』に登場してくる石橋弥兵衛(その甥喜兵衛)、加島清兵衛、豊田弥太郎、内藤(屋号松屋)佐助等は、江戸の豪商で御勘定所御用達にあたっていただけに、信淵の十局分配策にどのようにかかわったか「右十局を総合致候て彼老人に打委ね、且此百祐を痛く忌嫌ひ候而、遂に逐出し候様に相成果申候。」(封事)に対する不満に加えて、「小生が内々取繕置候処の好事家の町人八九輩迄有之、何れも鉅万の家資ある者共に御座候て、惜むべき事」であった。

後年『経済要録』巻二附録、諸国風説記で、「是迄難渋なりし国の、近時明君或は賢大夫出でて、国政を改革し、国事を経営して、頗る挽回なしたる聞へある者」に、秋田藩を挙げ、更に「今ノ時代ニ当り貧国ヲ挽回シテ富国トナサント欲セバ、コノ義敦君(秋田藩八代藩主)ト、本多忠寿トノ如キ心持ニアラザレバ速カニ取り直スコト難シ。故ニコノ侯ノ徳操ハ、実ニ貧国挽回スルノ模範トスベシ」と記しているが、これは秋田藩の政治改革策が次第にその成果をあらわしはじめたことを高く評価してのことであろう。



写真2

佐藤信淵肖像（秋田市彌高神社所蔵）

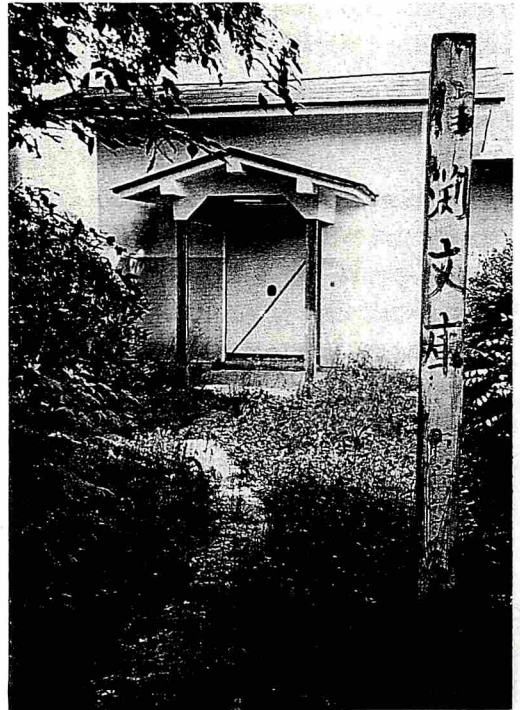


写真3 信淵文庫（羽後町西馬音内）